

川越市週休2日制適用工事要領（土木工事）

新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、建設業界における技術者の離職対策や若年者が入職しやすい職場環境づくりを支援し、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の育成・確保を目指すための取組として、本市発注の土木工事において「週休2日制<u>適用工事</u>」（以下「<u>適用工事</u>」という。）を<u>実施</u>するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要領において「<u>適用工事</u>」とは、「<u>週休2日制適用工事（現場閉所型）（以下、適用工事（現場閉所型）という。）</u>」及び「<u>週休2日制適用工事（交替制）（以下、適用工事（交替制）という。）</u>」の総称をいう。</p> <p>2（略）</p> <p>3 この要領において「<u>適用工事（現場閉所型）</u>」とは、<u>対象期間において、4週8休以上の現場閉所に取り組む方式をいう。</u></p> <p><u>(1) 週休2日</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、建設業界における技術者の離職対策や若年者が入職しやすい職場環境づくりを支援し、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の育成・確保を目指すための取組として、本市発注の土木工事において「週休2日制<u>モデル工事</u>」（以下「<u>モデル工事</u>」という。）を<u>試行</u>するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要領において「<u>週休2日</u>」とは、<u>契約工期のうち対象期間において、4週8休（8日／28日、28.5%）以上の現場閉所を行うものをいう。</u></p> <p>2（略）</p> <p>3 この要領において「<u>現場閉所</u>」とは、<u>巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要となる作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所され</u></p>

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>ア 月単位の週休2日</u></p> <p><u>対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。</u></p> <p><u>ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</u></p> <p><u>イ 通期の週休2日</u></p> <p><u>対象期間において、4週8休（現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。</u></p> <p><u>(2) 対象期間</u></p> <p><u>契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。</u></p> <p><u>なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。</u></p>	<p><u>た状態をいう。</u></p>

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、原則として対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。</u></p> <p>(3) <u>現場閉所</u></p> <p><u>対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</u></p> <p>(4) <u>現場閉所日</u></p> <p><u>対象期間中に現場閉所を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。</u></p> <p><u>ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。</u></p> <p><u>なお、原則として現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。</u></p> <p>(5) <u>現場着手日</u></p> <p><u>現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。</u></p> <p>(6) <u>現場完成日</u></p> <p><u>現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。</u></p> <p>(7) <u>現場閉所率</u></p>	

新（改正後）	旧（現行）
<p style="text-align: center;"><u>現場閉所率 = 対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数</u></p> <p>4 <u>この要領において「適用工事（交替制）」とは、対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式をいう。</u></p> <p>(1) <u>週休2日</u></p> <p>ア <u>月単位の週休2日</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>対象期間において、全ての月で4週8休（対象者の平均休日数の割合（以下、「平均休日率」という。）が28.5%（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。</u></p> <p>イ <u>通期の週休2日</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>対象期間において、4週8休（平均休日率が28.5%（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。</u></p> <p>(2) <u>休日</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。</u></p>	

新（改正後）	旧（現行）
<p>(3) <u>対象者</u></p> <p><u>当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。</u></p> <p>(4) <u>対象期間</u></p> <p><u>契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。元請企業については現場着手日から現場完成日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。</u></p> <p><u>なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含まない。</u></p> <p><u>やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。</u></p> <p>(5) <u>休日率</u></p> <p><u>休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数</u></p> <p>(6) <u>平均休日率</u></p> <p><u>平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数</u></p>	

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>第3条 削除</u></p>	<p><u>（対象期間）</u></p> <p><u>第3条 モデル工事における対象期間は、契約工期のうち現場施工期間（現場施工着手日から現場施工完了日まで）とする。</u></p> <p><u>2 年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ設定する内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業の休止を余儀なくされる期間など）は対象期間に含み、そのうち休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所（現場休息）日としてカウントするものとする。</u></p> <p><u>3 現場閉所（現場休息）は、現場施工着手日から28日ごとに計画及び実績を確認するものとし、7日に満たない最終週は対象期間から除くものとする。</u></p>
<p><u>第4条 削除</u></p>	<p><u>（休日）</u></p> <p><u>第4条 休日は、原則として土曜日及び日曜日とするが、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日等を充てることもできる。</u></p> <p><u>2 降雨、降雪、猛暑等の天候の影響による予定外の現場閉所（現場休息）日は、休日を含めることができるものとし、閉所（休息）が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定</u></p>

新（改正後）	旧（現行）
<p style="text-align: center;">（対象とする<u>適用工事</u>）</p> <p>第3条 <u>適用工事は、原則全ての工事を対象とする。</u>  <u>ただし、次に掲げる工事のほか、適用工事（現場閉所型）及び適用工事（交替制）のいずれも困難な工事は、適用工事としないことも可能とする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）</u>  (2) <u>対象期間が1週間未満の工事</u></p> <p style="text-align: center;">（発注方式）</p> <p>第4条 <u>適用工事（現場閉所型）による発注を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、適用工事（交替制）とすることができる。</u></p> <p>2 <u>適用工事（交替制）として発注した場合において、受注者</u></p>	<p style="text-align: center;">（対象とする<u>モデル工事</u>）</p> <p>第5条 <u>モデル工事の対象は、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。ただし、次に掲げる工事は除く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事</u>  (2) <u>緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）</u>  (3) <u>単価契約方式による工事</u>  (4) <u>前各号に掲げる場合のほか、週休2日の実施が困難な工事</u></p> <p style="text-align: center;">（発注方式）</p> <p>第6条 <u>モデル工事の発注は次に掲げるいずれかの方式によるものとする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>発注者指定型</u>  <u>発注者がモデル工事に取り組むことを指定するもの</u></p>

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>が適用工事（現場閉所型）を希望するときは、現場着手前に受発注者間で協議し、適用工事（現場閉所型）に変更ができるものとする。</u></p> <p>（工期の設定）</p> <p>第5条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乘せするものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>（経費の補正）</p> <p>第6条 <u>適用工事は、（現場閉所型）は、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を乗じ、工事費を積算して予定価格を作成する。</u></p> <p><u>なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を通期の週休2日に変更するものとし、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。</u></p>	<p><u>(2) 受注者希望型</u></p> <p><u>受注者が工事着手前に発注者に対してモデル工事に取り組む旨を協議したうえで取り組むもの</u></p> <p>（工期の設定）</p> <p>第7条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乘せするものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>（経費の補正）</p> <p>第8条 <u>モデル工事は、4週8休以上を前提として、別表に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じ、工事費を積算して予定価格を作成する。</u></p> <p><u>2 発注者指定型においては、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。</u></p> <p><u>3 受注者希望型においては、現場閉所の状況を確認して4週8休に満たないものは、その達成状況に応じ、別表に掲げる</u></p>

新（改正後）			旧（現行）
「 <u>適用工事（現場閉所型）</u> 」の補正係数			<u>経費に補正係数を変更して工事費を積算し、請負代金額を変更する。なお、工事着手前にモデル工事に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者がモデル工事の取り組みを希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、当該補正分を減額変更する。</u>
経 費	月単位の 週休2日	通期の 週休2日	
労 務 費	1. 0 4	1. 0 2	
機械経費（賃料）	1. 0 2	1. 0 2	
共通仮設費率	1. 0 3	1. 0 2	
現場管理費率	1. 0 5	1. 0 3	
<p>※<u>市場単価方式および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。</u></p> <p>2 <u>適用工事（交替制）は、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を乗じ、工事費を積算して予定価格を作成する。</u></p> <p><u>なお、平均休日率の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を通期の週休2日に変更するものとし、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。</u></p>			

新（改正後）			旧（現行）		
「適用工事（交替制）」の補正係数					
経 費	月単位の 週休2日	通期の 週休2日			
労 務 費	1. 0 4	1. 0 2			
現 場 管 理 費 率	1. 0 3	1. 0 1			
<p>※市場単価方式および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。</p>					
<p>（実施方法）</p> <p>第7条 発注者は、<u>適用工事</u>の発注に当たっては、別記「入札公告等、特記仕様書への「週休2日制<u>適用工事</u>」である旨の明示」に基づき入札公告等に明示する。</p> <p>2 <u>受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。</u></p> <p>3 受注者は、適用工事である旨を公衆の見やすい場所に明示する。記載内容は次の記載例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。</p>			<p>（実施方法）</p> <p>第9条 発注者は、<u>モデル工事</u>の発注に当たっては、別記「入札公告等、特記仕様書への「週休2日制<u>モデル工事</u>」である旨の明示」に基づき入札公告等に明示する。</p> <p>2 <u>受注者希望型の場合、受注者は、契約後速やかにモデル工事の実施の意向について、発注者と協議を行い、週休2日制モデル工事実施届（様式第1号）を提出する。</u></p> <p>3 <u>モデル工事の実施は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>現場施工着手前</u></p> <p>ア <u>受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。</u></p>		

新（改正後）	旧（現行）
<p data-bbox="311 316 454 347">&lt;記載例&gt;</p> <div data-bbox="360 360 990 753" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p data-bbox="535 402 815 434" style="text-align: center;"><b>週休2日制適用工事</b></p> <p data-bbox="376 475 943 552">この工事は、建設産業の就労環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。</p> <p data-bbox="459 600 752 632">工事名   ○○○○工事</p> <p data-bbox="459 651 667 683">発注者   川越市</p> <p data-bbox="459 702 752 734">受注者   ○○○建設(株)</p> </div> <p data-bbox="248 1082 371 1114">(2) 削除</p>	<p data-bbox="1167 300 1944 443"><u>イ 受注者は、現場施工着手日から28日分の休日取得計画書（様式第2号）を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。</u></p> <p data-bbox="1167 469 1944 612"><u>ウ 受注者は、モデル工事である旨を公衆の見やすい場所に明示する。記載内容は次の記載例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。</u></p> <p data-bbox="1205 635 1348 667">&lt;記載例&gt;</p> <div data-bbox="1252 679 1879 1072" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p data-bbox="1413 721 1715 753" style="text-align: center;"><b>週休2日制モデル工事</b></p> <p data-bbox="1267 794 1834 871">この工事は、建設産業の就労環境を改善するため、週休2日の確保に取り組むモデル工事です。</p> <p data-bbox="1350 919 1644 951">工事名   ○○○○工事</p> <p data-bbox="1350 970 1559 1002">発注者   川越市</p> <p data-bbox="1350 1021 1644 1053">受注者   ○○○建設(株)</p> </div> <p data-bbox="1137 1082 1406 1114">(2) 現場施工期間中</p> <p data-bbox="1167 1139 1944 1283"><u>ア 受注者は、翌28日分の休日取得計画書を当該休日取得計画書の初日となる日の7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。</u></p> <p data-bbox="1167 1308 1944 1394"><u>イ 前号イの規定又はアの規定により提出した休日取得計画書の計画期間終了後7日以内に、休日取得実績書（様式</u></p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>(3) 削除</p>	<p><u>第3号)を提出するとともに、現場閉所を確認できる資料（作業日報等）を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。</u></p> <p><u>ウ 天候の影響や地元対応等により、休日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けるものとする。ただし、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。</u></p> <p><u>エ 発注者は、休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には、川越市ワンデーレスポンス実施要領（平成28年4月1日施行）に基づく円滑な実施に努める。</u></p> <p><u>オ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。</u></p> <p><u>カ 現場着手後、やむを得ずモデル工事の取り組みができなくなった場合は、発注者と協議のうえ、週休2日制モデル工事実施届を提出し、モデル工事の対象外とすることができる。</u></p> <p>(3) 現場施工完了後</p> <p><u>ア 受注者は、工事完成予定日の21日前までに、対象期間全ての休日取得実績書を提出するとともに、現場閉所を確</u></p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>4 対象期間中は、以下のとおり対応するものとする。</p> <p>(1) <u>適用工事（現場閉所型）</u></p> <p>ア 受注者は、現場閉所を行う場合は、事前に現場閉所を行う旨を発注者に報告する。ただし、以下に該当する場合は、報告不要とする。</p> <p><u>（ア）施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合</u></p> <p><u>（イ）週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合</u></p> <p><u>（ウ）官公庁の休日の場合</u></p> <p>なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所を行う場合については、確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も</p>	<p><u>認できる資料（作業日報等）を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。</u></p> <p><u>イ 受注者は、工事完成予定日の21日前までに現場施工完了していない場合は、アに規定する提出日から現場施工完了日までの休日取得については、見込みで提出する。また、変更があった場合は、その都度速やかに再提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。</u></p> <p><u>ウ 発注者は、現場閉所の達成状況に応じて、前条に定める経費について必要となる契約変更を行う。</u></p>

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>含め、発注者に報告するものとする。</u></p> <p><u>イ 発注者は、休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には、川越市ワンデーレスポンス実施要領（平成28年4月1日施行）に基づく円滑な実施に努める。</u></p> <p><u>ウ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。</u></p> <p>(2) <u>適用工事（交替制）</u></p> <p><u>ア 受注者は、毎月末に当月分の「休日確保状況チェックリスト（様式第2号）」を発注者に提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日確保状況について発注者の確認を受ける。</u></p> <p><u>イ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。</u></p> <p>5 <u>現場完成時には、以下のとおり対応するものとする。</u></p> <p>(1) <u>受注者は、工事完成予定日の21日前までに、適用工事（現場閉所型）においては「現場閉所実績報告書（様式第1号）」を、適用工事（交替制）においては最終月の「休日確保状況チェックリスト（様式第2号）」及び「休日確保実績報告書（様式第3号）」を提出するとともに、作業</u></p>	

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>日報や出勤簿等を提示し、現場閉所率又は平均休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。ただし、発注者は、必要に応じて工事完成予定日の21日前よりも以前の提出期日を定めることができる。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、工事完成予定日の21日前までに現場が完成していない場合は、(1)に規定する提出日から現場完成日までの現場閉所率又は平均休日率については、見込みで提出する。また、変更があった場合は、その都度速やかに再提出し、現場閉所率又は平均休日率について発注者の確認を受ける。</u></p> <p><u>(3) 発注者は、現場閉所率又は平均休日率の達成状況に応じて、前条に定める経費について必要となる契約変更を行う。</u></p> <p>（工事成績評定）</p> <p>第8条 <u>工事成績評定における加点は行わない。また、履行できなかつた場合においても、減点しないものとする。</u></p>	<p>（工事成績評定）</p> <p>第10条 <u>発注者は、受注者の現場閉所の履行実績に応じ、工事成績評定にある「2施工状況 II 工程管理」及び「5創意工夫 I 創意工夫」で評価する。</u></p> <p><u>2 4週8休以上の現場閉所が確認された場合、「5創意工夫 I 創意工夫」での加点評価は1とする。ただし、履行できな</u></p>

新（改正後）	旧（現行）
<p data-bbox="248 467 461 499"><u>第11条 削除</u></p> <p data-bbox="293 691 409 722">（その他）</p> <p data-bbox="248 746 909 778">第<u>9</u>条 その他必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p data-bbox="275 858 371 890">附 則</p> <p data-bbox="248 914 853 946">この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="275 1026 371 1058">附 則</p> <p data-bbox="248 1082 882 1114">この要領は、令和2年4月10日から施行する。</p> <p data-bbox="275 1193 371 1225">附 則</p> <p data-bbox="248 1249 853 1281">この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="275 1361 371 1393">附 則</p>	<p data-bbox="1137 300 1771 331">かった場合においても、減点しないものとする。</p> <p data-bbox="1149 411 1402 443"><u>（アンケート調査）</u></p> <p data-bbox="1111 467 1933 611">第11条 受注者は、工事完成日の翌日から14日以内に、別に定めるアンケート調査に回答するものとし、<u>下請負人にも回答するよう指示するものとする。</u></p> <p data-bbox="1149 691 1265 722">（その他）</p> <p data-bbox="1111 746 1794 778">第<u>12</u>条 その他必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p data-bbox="1137 858 1234 890">附 則</p> <p data-bbox="1111 914 1715 946">この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1137 1026 1234 1058">附 則</p> <p data-bbox="1111 1082 1744 1114">この要領は、令和2年4月10日から施行する。</p> <p data-bbox="1137 1193 1234 1225">附 則</p> <p data-bbox="1111 1249 1715 1281">この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1137 1361 1234 1393">附 則</p>

新（改正後）	旧（現行）																							
<p>この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>ただし、本要領の施行日以前に公告した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用することができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和6年11月1日から施行する。</u></p> <p><u>別表（第8条関係） 削除</u></p>	<p>この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>ただし、本要領の施行日以前に公告した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用することができる。</p> <p><u>別表（第8条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 754 1953 1281"> <tr> <td>現場閉所状況 (現場閉所率)</td> <td>4週8休以上 (28.5%以上)</td> <td>4週7休以上 4週8休未満 (25.0%以上 28.5%未満)</td> <td>4週6休以上 4週7休未満 (21.4%以上 25.0%未満)</td> </tr> <tr> <td>労務費※</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>機械経費 (賃料)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.06</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> </tr> </table> <p>※労務費分が明らかになっていない市場単価等については、補正の対象としない。</p>				現場閉所状況 (現場閉所率)	4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25.0%以上 28.5%未満)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4%以上 25.0%未満)	労務費※	1.05	1.03	1.01	機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01	共通仮設費率	1.04	1.03	1.02	現場管理費率	1.06	1.04	1.03
現場閉所状況 (現場閉所率)	4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25.0%以上 28.5%未満)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4%以上 25.0%未満)																					
労務費※	1.05	1.03	1.01																					
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01																					
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02																					
現場管理費率	1.06	1.04	1.03																					

新（改正後）	旧（現行）
<p>別記「入札公告等、特記仕様書への「週休2日制適用工事」である旨の明示」</p> <p>&lt;入札公告&gt;</p> <div data-bbox="250 448 1081 676" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 入札対象工事</p> <p>(5)その他</p> <p>本工事は「週休2日制適用工事（※）」の対象工事である。</p> </div> <p>&lt;特記仕様書&gt;</p> <div data-bbox="250 730 1081 1289" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・週休2日制適用工事</p> <p>本工事は「週休2日制適用工事（※）」の対象工事である。実施は、川越市週休2日制適用工事要領（土木工事）（令和〇〇年〇〇月〇〇日施行）によるものとする。要領は、川越市総務部技術管理課ホームページで確認のこと。</p> <p>川越市総務部技術管理課ホームページ</p> <p><a href="https://www.city.kawagoe.saitama.jp/sangyo/nyusat-su/1011724/1011747.html">https://www.city.kawagoe.saitama.jp/sangyo/nyusat-su/1011724/1011747.html</a></p> </div> <p>※ 発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入。</p>	<p>別記「入札公告等、特記仕様書への「週休2日制モデル工事」である旨の明示」</p> <p>&lt;入札公告&gt;</p> <div data-bbox="1117 448 1939 676" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 入札対象工事</p> <p>(5)その他</p> <p>本工事は「週休2日制モデル工事（※型）」の試行対象工事である。</p> </div> <p>&lt;特記仕様書&gt;</p> <div data-bbox="1117 730 1939 1289" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・週休2日制モデル工事</p> <p>本工事は「週休2日制モデル工事（※型）」の試行対象工事である。試行の実施は、川越市週休2日制モデル工事試行要領（土木工事）（令和〇〇年〇〇月〇〇日施行）によるものとする。試行要領は、川越市総務部技術管理課ホームページで確認のこと。</p> <p>川越市総務部技術管理課ホームページ</p> <p><a href="https://www.city.kawagoe.saitama.jp/shisei/kakukano-goannai/somubu/gijutsukanri.html">https://www.city.kawagoe.saitama.jp/shisei/kakukano-goannai/somubu/gijutsukanri.html</a></p> </div> <p>※ 発注方式により、「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入。</p>